

会社等の勤務先が変わる場合の「R C C M登録手続き」について

転退職及び出向からの帰任等で勤務先が変わる場合は、「業務廃止届出書」(様式第6号)を提出して下さい。

その後、新しい勤務先名義でR C C M登録を行う場合は、新規登録となりますので、別途 新規登録申請書(様式第1号)を当協会のR C C M資格制度事務局まで請求願います(無料送付致します)。

詳しくは、「登録の手引」の「業務廃止の届出」を御参照下さい。

また、上記の「様式第6号」は、ホームページ(R C C M資格情報)よりダウンロード できますが、「登録の手引」に掲載のものをコピーし、使用しても構いません。

なお、勤務先が変わった場合は、「届出事項変更届」ではありませんので、十分御注意下さい。

－ 以 上 －